

熊本県公報

号外 第 8 号
平成 19 年 3 月 16 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 平成 19 年度一般会計予算及び特別会計予算の要領……………(財 政 課) 1

告 示

熊本県告示第 249 号の 2

平成 19 年度一般会計予算及び特別会計予算は、平成 19 年 2 月定例県議会において次のとおり議決されたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 219 条第 2 項の規定により公表する。

平成 19 年 3 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

平成 19 年度熊本県一般会計予算

平成 19 年度熊本県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 731,859,232 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、80,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 県 税		千円
		171,548,101
	1 県 民 税	57,174,336
	2 事 業 税	43,687,443
	3 地 方 消 費 税	17,041,710
	4 不 動 産 取 得 税	4,933,600
	5 県 た ば こ 税	3,687,818
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	788,839
	7 自 動 車 税	24,265,063
	8 鉱 区 税	10,925
	9 自 動 車 取 得 税	4,428,242
	10 軽 油 引 取 税	15,290,162
	11 狩 猟 税	57,803
12 産 業 廃 棄 物 税	182,041	
13 旧 法 に よ る 税	119	

款	項	金 額
		千円
2 地方消費税清算金		35,658,867
	1 地方消費税清算金	35,658,867
3 地方譲与税		3,982,000
	1 地方道路譲与税	3,740,000
	2 石油ガス譲与税	226,000
	3 航空機燃料譲与税	16,000
4 地方特例交付金		1,450,042
	1 地方特例交付金	917,957
	2 特別交付金	532,085
5 地方交付税		211,768,484
	1 地方交付税	211,768,484
6 交通安全対策金 特別交付金		804,000
	1 交通安全対策金 特別交付金	804,000
7 分担金及び負担金		7,993,596
	1 分 担 金	804,780

款	項	金 額
		千円
	2 負 担 金	7,188,816
8 使用料及び手数料		11,215,530
	1 使 用 料	7,952,765
	2 手 数 料	3,262,765
9 国庫支出金		102,921,284
	1 国庫負担金	35,139,623
	2 国庫補助金	64,865,330
	3 国庫委託金	2,916,331
10 財産収入		2,678,239
	1 財産運用収入	1,047,027
	2 財産売却収入	1,631,212
11 寄 附 金		3,341
	1 寄 附 金	3,341
12 繰 入 金		46,828,461
	1 特別会計繰入金	1,907,700

款	項	金 額
		千円
	2 基金繰入金	44,920,761
13 繰越金		1
	1 繰越金	1
14 諸収入		39,215,286
	1 延滞金、加算金等 及び過料	392,119
	2 県預金利子	248,000
	3 貸付金元利収入	22,898,916
	4 受託事業収入	1,727,652
	5 収益事業収入	6,242,776
	6 利子割精算金収入	11,514
	7 雑収入	7,694,309
15 県債		95,792,000
	1 県債	95,792,000
歳入合計		731,859,232

歳 出		
款	項	金 額
1 議 会 費		千円 1,373,092
	1 議 会 費	1,373,092
2 総 務 費		33,961,452
	1 総 務 管 理 費	12,752,655
	2 企 画 費	4,383,556
	3 徴 税 費	7,856,972
	4 市 町 村 振 興 費	4,267,193
	5 選 挙 費	2,963,026
	6 防 災 費	809,571
	7 統 計 調 査 費	520,293
	8 人 事 委 員 会 費	194,300
	9 監 査 委 員 費	213,886
3 民 生 費		75,451,131
	1 社 会 福 祉 費	50,593,071

款	項	金 額
		千円
	2 児 童 福 祉 費	20,956,846
	3 生 活 保 護 費	3,899,501
	4 災 害 救 助 費	1,713
4 衛 生 費		33,951,955
	1 公 衆 衛 生 費	23,668,952
	2 環 境 衛 生 費	7,220,190
	3 保 健 所 費	2,267,384
	4 医 薬 費	795,429
5 勞 働 費		1,811,844
	1 勞 政 費	252,232
	2 職 業 訓 練 費	1,268,587
	3 失 業 対 策 費	166,400
	4 勞 働 委 員 会 費	124,625
6 農 林 水 産 業 費		72,451,022
	1 農 業 費	14,814,928

款	項	金 額
		千円
	2 畜 産 業 費	3,654,163
	3 農 地 費	28,904,577
	4 林 業 費	18,148,618
	5 水 産 業 費	6,928,736
7 商 工 費		28,212,301
	1 商 業 費	23,086,647
	2 工 鉱 業 費	4,338,442
	3 観 光 費	787,212
8 土 木 費		107,911,286
	1 土 木 管 理 費	19,345,064
	2 道 路 橋 り よ う 費	47,118,388
	3 河 川 海 岸 費	21,117,055
	4 港 湾 費	4,556,030
	5 都 市 計 画 費	13,641,058
	6 住 宅 費	2,133,691

款	項	金 額
		千円
9 警 察 費		42,641,729
	1 警 察 管 理 費	38,468,441
	2 警 察 活 動 費	4,173,288
10 教 育 費		173,989,242
	1 教 育 総 務 費	24,178,430
	2 小 学 校 費	63,937,523
	3 中 学 校 費	35,760,899
	4 高 等 学 校 費	35,012,491
	5 特 別 支 援 学 校 費	9,233,790
	6 大 学 費	1,052,160
	7 社 会 教 育 費	2,919,841
	8 保 健 体 育 費	1,894,108
11 災 害 復 旧 費		3,733,245
	1 農 林 水 産 業 費 災 害 復 旧 費	1,821,245
	2 土 木 災 害 復 旧 費	1,912,000

款	項	金 額
		千円
12 公 債 費		111,945,531
	1 公 債 費	111,945,531
13 諸 支 出 金		44,325,402
	1 繰 出 金	4,362,396
	2 ゴルフ場利用税金 交 付	580,716
	3 自動車取得税金 交 付	2,944,781
	4 利子割交付金	504,063
	5 利子割精算金	3,592
	6 特別地方消費税金 交 付	182
	7 地方消費税金 地 清 算	16,748,265
	8 地方消費税金 地 交 付	17,945,883
	9 配当割交付金	597,856
	10 株式等譲渡所得割金 交 付	637,668
14 予 備 費		100,000
	1 予 備 費	100,000

款	項	金 額
歳 出 合 計		千円 731,859,232

第 2 表 債務負担行為

設 定

事 項	期 間	限 度 額				
<p>1 私立学校施設整備借入金利子助成 (日本私立学校振興・共済事業団借入分)</p> <p>私立高等学校、私立中学校、私立幼稚園を設置する学校法人が学校施設等の新築及び改築等を行うために必要な資金を日本私立学校振興・共済事業団から借り入れた場合の学校法人に対する利子助成</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">期 間</th> <th style="text-align: center;">利子助成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">10年以内</td> <td style="text-align: center;">年1.5%以内</td> </tr> </tbody> </table>	期 間	利子助成率	10年以内	年1.5%以内	<p>平成20年度 ～平成28年度</p>	<p>千円</p> <p>11,723</p>
	期 間	利子助成率				
10年以内	年1.5%以内					
	<p>年次別内訳</p> <p>平成20年度 1,575</p> <p>平成21年度 1,575</p> <p>平成22年度 1,487</p> <p>平成23年度 1,400</p> <p>平成24年度 1,312</p> <p>平成25年度 1,225</p> <p>平成26年度 1,137</p> <p>平成27年度 1,050</p> <p>平成28年度 962</p>					
<p>2 私立学校施設整備借入金利子助成 (社団法人熊本県私学教育振興会借入分)</p> <p>私立高等学校、私立中学校を設置する学校法人が学校施設等の新築及び改築等を行うために必要な資金を社団法人熊本県私学教育振興会から借り入れた場合の学校法人に対する利子助成</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">期 間</th> <th style="text-align: center;">利子助成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">10年以内</td> <td style="text-align: center;">年1.5%以内</td> </tr> </tbody> </table>	期 間	利子助成率	10年以内	年1.5%以内	<p>平成20年度 ～平成28年度</p>	<p>1,060</p>
	期 間	利子助成率				
10年以内	年1.5%以内					
	<p>年次別内訳</p> <p>平成20年度 208</p> <p>平成21年度 185</p> <p>平成22年度 163</p> <p>平成23年度 140</p> <p>平成24年度 118</p> <p>平成25年度 95</p> <p>平成26年度 73</p> <p>平成27年度 50</p> <p>平成28年度 28</p>					
<p>3 川辺川ダム代替地等先行取得資金損失補償補助</p> <p>融資機関が川辺川ダム建設に伴う水没者等に対し、代替地等先行取得資金として 1,000万円の範囲内で融資を行い損失を受けたとき、五木村が融資機関に損失補償を行う場合の損失補償相当額に対する補助</p>	<p>融資機関が水没者等に資金を融資した日から当該融資の償還期限到来後 3 か月の期間が満了し、融資機関が補償の履行日として指定する日まで</p>	<p>融資の償還期限(融資機関が当該融資の全部又は一部につき繰上償還を請求した場合には、その支払期日、その他償還期限の変更があった場合には、その変更後の期日とする。)到来後 3 か月の期間満了の日において、融資機関が弁済を受けていない元金及び利息(遅延利息を除く。)の合計額に相当する金額</p>				

事 項	期 間	限 度 額													
4 母子家庭等の児童の身元保証 母子家庭等の児童の身元保証に関する条例（昭和34年熊本県条例第38号）に基づく平成19年度における身元保証契約に伴う損害賠償	平成19年度 ～平成22年度	千円 7,500													
5 農地保有合理化事業等損失補償 菊池地域農業協同組合（以下「JA菊池」という。）が財団法人熊本県農業公社に5億円を限度額として農地保有合理化事業等資金を融資したことについて損失を受けた場合、県がJA菊池に行う損失補償	平成19年度 ～平成30年度	300,000													
6 農地保有合理化事業損失補償 社団法人全国農地保有合理化協会（以下「協会」という。）が財団法人熊本県農業公社に9億円を限度額として農地保有合理化事業資金を貸し付けたことについて損失を受けた場合、県が協会に行う損失補償	平成19年度 ～平成30年度	540,000													
7 農業近代化資金利子補給 農業協同組合等が、熊本県農業近代化資金融通措置要項に基づく農業近代化資金を、農業者等に対し、平成19年度において総額40億円の範囲内で融資する場合の農業協同組合等に対する利子補給	平成20年度 ～平成40年度	361,942													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>期 間</th> <th>利子補給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">個 人</td> <td rowspan="2">農 協 銀 行</td> <td rowspan="2">15年 以内</td> <td rowspan="2">年1.25%以内</td> </tr> <tr> </tr> <tr> <td rowspan="2">共 同</td> <td>農 協</td> <td rowspan="2">20年 以内</td> <td rowspan="2">年1.25%以内</td> </tr> <tr> <td>銀 行</td> <td>年0.4%以内</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	期 間	利子補給率	個 人	農 協 銀 行	15年 以内	年1.25%以内	共 同	農 協	20年 以内	年1.25%以内	銀 行	年0.4%以内	年次別内訳 平成20年度 37,184 平成21年度 38,500 平成22年度 38,500 平成23年度 36,395 平成24年度 33,465 平成25年度 30,495 平成26年度 27,524 平成27年度 24,554 平成28年度 21,583 平成29年度 18,613 平成30年度 15,642 平成31年度 12,672 平成32年度 9,701 平成33年度 6,731 平成34年度 3,760 平成35年度 2,492 平成36年度 1,886 平成37年度 1,316 平成38年度 745 平成39年度 175 平成40年度 9
区 分	期 間	利子補給率													
個 人	農 協 銀 行	15年 以内	年1.25%以内												
共 同	農 協	20年 以内	年1.25%以内												
	銀 行			年0.4%以内											

事 項	期 間	限 度 額												
8 中山間地域活性化資金利子補給 農業協同組合等が、熊本県中山間地域活性化資金融通措置要項に基づく中山間地域活性化資金を、農林漁業者等に対し、平成19年度において総額1億円の範囲内で融資する場合の農業協同組合等に対する利子補給	平成20年度 ～平成45年度	千円 16,836												
	年次別内訳 平成20年度 平成21年度 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度 平成31年度 平成32年度 平成33年度 平成34年度 平成35年度 平成36年度 平成37年度 平成38年度 平成39年度 平成40年度 平成41年度 平成42年度 平成43年度 平成44年度 平成45年度	1,594 1,651 1,651 1,572 1,462 1,350 1,240 1,128 1,003 874 743 615 484 354 225 173 153 135 116 98 80 61 43 24 6 1												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>期 間</th> <th>利子補給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加工流通施設</td> <td>15年以内</td> <td>年2.25%以内</td> </tr> <tr> <td>保健機能増進施設</td> <td>15年以内</td> <td>年2.5%以内</td> </tr> <tr> <td>生活環境施設</td> <td>25年以内</td> <td>年1.55%以内</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	期 間	利子補給率	加工流通施設	15年以内	年2.25%以内	保健機能増進施設	15年以内	年2.5%以内	生活環境施設	25年以内	年1.55%以内		
区 分	期 間	利子補給率												
加工流通施設	15年以内	年2.25%以内												
保健機能増進施設	15年以内	年2.5%以内												
生活環境施設	25年以内	年1.55%以内												
9 農業経営負担軽減支援資金利子補給 農業協同組合等が、既往債務の負担軽減を図るために必要な資金を、地域農業の担い手となる意欲ある農業者等に対し、平成19年度において総額6億円の範囲内で融資する場合の農業協同組合等に対する利子補給	平成20年度 ～平成35年度	56,953												
	年次別内訳 平成20年度 平成21年度 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度 平成31年度 平成32年度 平成33年度 平成34年度 平成35年度	7,158 7,500 7,500 6,966 6,134 5,285 4,438 3,589 2,741 1,892 1,382 1,059 747 434 122 6												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>利子補給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15年以内</td> <td>年1.25%以内</td> </tr> </tbody> </table>	期 間	利子補給率	15年以内	年1.25%以内										
期 間	利子補給率													
15年以内	年1.25%以内													
10 新牟田地区県営かんがい排水事業 八代市	平成20年度 ～平成22年度	1,370,000												
	年次別内訳 平成20年度 平成21年度 平成22年度	600,000 520,000 250,000												

事 項	期 間	限 度 額
11 上野地区障害防止事業 御 船 町	平成20年度	千円 92,000
12 藤井川北地区農地防災事業 山 鹿 市	平成20年度	100,000
13 農林漁業資金損失補償 農林漁業金融公庫が社団法人熊本県林業公社 に森林整備資金及び施業転換資金を融資したこ とについて損失を受けた場合、県が農林漁業金 融公庫に行う損失補償	平成19年度 ～平成63年度	2,392,925
	年次別内訳	
	平成19年度	71,609
	平成20年度	77,057
	平成21年度	87,205
	平成22年度	96,299
	平成23年度	97,555
	平成24年度	100,300
	平成25年度	101,827
	平成26年度	100,804
	平成27年度	97,838
	平成28年度	88,620
	平成29年度	91,115
	平成30年度	92,393
	平成31年度	91,413
	平成32年度	90,610
	平成33年度	96,791
	平成34年度	92,353
	平成35年度	92,353
	平成36年度	91,595
	平成37年度	82,588
	平成38年度	76,821
	平成39年度	69,690
	平成40年度	65,834
	平成41年度	62,488
	平成42年度	58,377
	平成43年度	54,456
	平成44年度	48,044
	平成45年度	40,471
	平成46年度	33,848
	平成47年度	28,110
	平成48年度	24,883
	平成49年度	17,673
	平成50年度	15,282
	平成51年度	12,541
	平成52年度	11,026
	平成53年度	9,436
	平成54年度	3,389
	平成55年度	3,389
	平成56年度	3,389
	平成57年度	3,389
	平成58年度	3,389
	平成59年度	1,335
	平成60年度	1,335
	平成61年度	1,335
	平成62年度	1,335
	平成63年度	1,335

事 項	期 間	限 度 額											
14 漁業近代化資金利子補給 漁業協同組合等が、熊本県漁業近代化資金事務取扱要綱に基づく漁業近代化資金を、漁業者等に対し、平成19年度において総額5億円の範囲内で融資する場合の漁業協同組合等に対する利子補給	平成20年度～平成39年度	千円 31,027											
	年次別内訳 平成20年度 5,934 平成21年度 5,537 平成22年度 4,705 平成23年度 3,795 平成24年度 2,892 平成25年度 2,207 平成26年度 1,785 平成27年度 1,419 平成28年度 1,088 平成29年度 748 平成30年度 412 平成31年度 165 平成32年度 79 平成33年度 69 平成34年度 58 平成35年度 48 平成36年度 37 平成37年度 27 平成38年度 16 平成39年度 6												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>期 間</th> <th>利 子 補 給 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">個人施設等資金</td> <td>130トン未満の漁船 その他の施設</td> <td>15年以内 年1.25%以内</td> </tr> <tr> <td>育成期間が通常1年以上である水産動植物の種苗の購入又は育成に必要な資金</td> <td>5年以内</td> </tr> <tr> <td>共同利用施設等資金</td> <td>農林中央金庫が漁業協同組合に貸し付ける資金</td> <td>20年以内 年0.45%以内</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	期 間	利 子 補 給 率	個人施設等資金	130トン未満の漁船 その他の施設	15年以内 年1.25%以内	育成期間が通常1年以上である水産動植物の種苗の購入又は育成に必要な資金	5年以内	共同利用施設等資金	農林中央金庫が漁業協同組合に貸し付ける資金	20年以内 年0.45%以内		
区 分	期 間	利 子 補 給 率											
個人施設等資金	130トン未満の漁船 その他の施設	15年以内 年1.25%以内											
	育成期間が通常1年以上である水産動植物の種苗の購入又は育成に必要な資金	5年以内											
共同利用施設等資金	農林中央金庫が漁業協同組合に貸し付ける資金	20年以内 年0.45%以内											
15 漁業経営維持安定対策利子補給 漁業協同組合等が、熊本県漁業経営維持安定資金事務取扱要項に基づく漁業経営維持安定資金を、漁業者に対し、平成19年度において総額1億円の範囲内で融資する場合の漁業協同組合等に対する利子補給	平成20年度～平成29年度	8,131											
	年次別内訳 平成20年度 1,254 平成21年度 1,250 平成22年度 1,250 平成23年度 1,160 平成24年度 985 平成25年度 803 平成26年度 625 平成27年度 446 平成28年度 269 平成29年度 89												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>利 子 補 給 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10年以内</td> <td>年1.25%以内</td> </tr> </tbody> </table>	期 間	利 子 補 給 率	10年以内	年1.25%以内									
期 間	利 子 補 給 率												
10年以内	年1.25%以内												
16 熊本県火災共済協同組合貸付 熊本県火災共済協同組合が火災共済事業により、収入共済掛金等の全額を支払ってもなお支払共済金に不足を生じた場合、その不足額に対する貸付け	平成19年度	300,000											
17 中小企業対策融資損失補償 金融機関が中小企業対策融資として総額351億5,073万円の範囲内で融資した資金について熊本県信用保証協会が保証債務の履行をした場合の損失補償	平成19年度～平成30年度	393,588											
18 産業技術センター本館等整備事業 熊 本 市	平成20年度	54,900											
19 道路改築事業 (国道266号新天門橋) 上天草市・宇城市	平成20年度	150,000											

事 項	期 間	限 度 額
20 道路改築事業 (国道325号梶屋橋) 山 鹿 市	平成20年度	千円 200,000
21 道路改築事業 (砂原四方寄線西浦橋) 熊 本 市	平成20年度 ～平成21年度	600,000
	年次別内訳 平成20年度 平成21年度	300,000 300,000
22 単県河川改良事業 (大鞘川新牟田排水機場) 八 代 市	平成20年度 ～平成22年度	450,000
	年次別内訳 平成20年度 平成21年度 平成22年度	200,000 170,000 80,000
23 河川総合開発事業 (氷川ダムゲート工) 八 代 市	平成20年度 ～平成21年度	650,000
	年次別内訳 平成20年度 平成21年度	500,000 150,000
24 緊急地方道路整備事業 (熊本駅新外線春日橋) 熊 本 市	平成20年度 ～平成21年度	800,000
	年次別内訳 平成20年度 平成21年度	400,000 400,000
25 熊本北警察署庁舎空調設備改修工事 熊 本 市	平成20年度	65,000
26 新水俣警察署庁舎整備事業 水 俣 市	平成20年度	772,000
27 違法駐車対策業務	平成20年度	59,000
28 地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務 他の地方公共団体と共同して発行する地方債証券について、連帯して償還及び利息の支払をなす債務	平成19年度 ～平成29年度	元金1,184,000,000 千円及びその利息 に相当する金額
29 情報処理関連業務	平成20年度 ～平成23年度	338,000
	年次別内訳 平成20年度 平成21年度 平成22年度 平成23年度	158,137 59,892 59,892 60,079
30 事務機器等賃借	平成20年度 ～平成24年度	1,996,000
	年次別内訳 平成20年度 平成21年度 平成22年度 平成23年度 平成24年度	441,669 420,956 420,813 420,264 292,298

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地改良 国庫補助事業費	千円 4,197,000	(借入先) 財務省、公営企		据置期間を含め 30年以内
農地海岸保全 国庫補助事業費	530,000	業金融公庫、会社、 その他		半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等
農地防災 国庫補助事業費	113,000	(借入方法) 証書借入又は証		但し、県財政の 都合により、繰上 償還をなし、又は 借り換えをすること ができる。
湛水防除 国庫補助事業費	100,000	券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。)		
林道 国庫補助事業費	1,314,000	(その他) 工事その他の都	年10%	
治安林整備 国庫補助事業費	283,000	合により、一部も しくは全部を翌年 度以降に繰り下げ て借り入れするこ とができる。	以 内	
沿岸漁場整備 国庫補助事業費	375,000	発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。		
漁港 国庫補助事業費	582,000			
道路橋りょう 国庫補助事業費	4,300,000			
道路維持 国庫補助事業費	2,230,000			
河川 国庫補助事業費	1,908,000			
海岸保全 国庫補助事業費	319,000			
砂防 国庫補助事業費	2,291,000			
港湾建設 国庫補助事業費	825,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
街路 国庫補助事業費	千円 1,420,000	(借入先) 財務省、公営企		据置期間を含め 30年以内
公営住宅 建設事業費	394,000	業金融公庫、会社、 その他		半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等
空港直轄事業 負担金	58,000	(借入方法) 証書借入又は証		
農地海岸直轄事業 負担金	257,000	券発行(他の地方 公共団体との共同		但し、県財政の 都合により、繰上 償還をなし、又は 借り換えをすること ができる。
治山直轄事業 負担金	136,000	発行を含む。) (その他)	年10%	
道路直轄事業 負担金	5,471,000	工事その他の都 合により、一部も しくは全部を翌年 度以降に繰り下げ て借り入れするこ とができる。	以 内	
河川直轄事業 負担金	2,809,000			
砂防直轄事業 負担金	141,000			
港湾直轄事業 負担金	482,000	発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。		
治山災害現年 発生国庫費 補助事業費	11,000			
治山災害過 年 発生国庫費 補助事業費	13,000			
漁港災害現年 発生国庫費 補助事業費	6,000			
漁港災害過 年 発生国庫費 補助事業費	2,000			
公共土木現年 発生国庫費 補助事業費	343,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
公共土木過年 発生国庫 補助事業費	239,000	(借入先) 財務省、公営企 業金融公庫、会社、		据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等
公共土木直轄 災害復旧事業負担金	80,000	その他		償還又は元金均等
総合庁舎整備 事業費	84,000	(借入方法) 証書借入又は証		償還、満期一括償 還等
防災情報 ネットワーク 整備事業費	20,000	券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。)		但し、県財政の 都合により、繰上 償還をなし、又は
老人福祉施設整備 事業費	462,000	(その他) 工事その他の都	年10%	借り換えをするこ とができる。
石綿健康被害 救済基金拠出金	14,000	合により、一部も しくは全部を翌年	以 内	
単県農道整備 事業費	325,000	度以降に繰り下げ て借り入れするこ とができる。		
単県農業農村 整備事業費	61,000	発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。		
緑資源機構営 特定中山間保全 整備事業費	318,000			
単県林道整備 事業費	218,000			
単県治山事業費	50,000			
九州新幹線建設 事業費	15,649,000			
単県道路整備 事業費	10,244,000			
単県河川整備 事業費	1,417,000			
単県砂防整備 事業費	447,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
単 県 海 岸 整 備 事 業 費	千円 112,000	(借入先) 財務省、公営企	年10% 以 内	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 但し、県財政の 都合により、繰上 償還をなし、又は 借り換えをするこ とができる。
単 県 街 路 整 備 事 業 費	3,426,000	業金融公庫、会社、 その他		
警 察 施 設 整 備 事 業 費	301,000	(借入方法) 証書借入又は証		
交 通 安 全 施 設 整 備 事 業 費	354,000	券発行 (他の地方 公共団体との共同		
県立高等学校整備 事 業 費	2,517,000	発行を含む。)		
社会教育施設整備 事 業 費	208,000	(その他) 工事その他の都		
臨時財政対策債	19,662,000	合により、一部も		
退職手当債	6,647,000	しくは全部を翌年 度以降に繰り下げ て借り入れするこ とができる。 発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。		

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
<p>公 有 林 整 備 費 事 業 費</p>	<p>81,000</p>	<p>(借入先) 財務省、公営企業金融公庫、会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。） (その他) 工事その他の都合により、一部もしくは全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れすることができる。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。</p>	<p>年10% 以 内</p>	<p>据置期間を含め50年以内 年賦元利均等償還又は元金均等償還等 但し、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借り換えをすることができ。</p>
<p>計</p>	<p>95,792,000</p>			

平成 19 年度熊本県農業改良資金特別会計予算

平成 19 年度熊本県の農業改良資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 675,274 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算 歳 入		
款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 128,333
	1 一般会計繰入金	128,333
2 繰 越 金		60,496
	1 繰 越 金	60,496
3 諸 収 入		262,080
	1 貸付金元利収入	262,080
4 県 債		224,365
	1 県 債	224,365
歳 入 合 計		675,274

歳 出		
款	項	金 額
1 農 林 水 産 業 費		千円 667,645
	1 農 業 改 良 資 金	667,645
2 公 債 費		5,086
	1 公 債 費	5,086
3 諸 支 出 金		2,543
	1 繰 出 金	2,543
歳 出 合 計		675,274

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
農業改良資金 貸付金	千円 29,396	政府貸付金の 借 入 れ	無 利 子	据置期間を含め 13年以内 半年賦元金均等 償還
就農支援資金 貸付金	194,969	政府貸付金の 借 入 れ	無 利 子	据置期間を含め 21年以内 半年賦元金均等 償還
計	224,365			

平成19年度熊本県中小企業振興資金特別会計予算

平成19年度熊本県の中小企業振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,622,142千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第 1 表 歳入歳出予算 歳 入		
款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 4,143
	1 一般会計繰入金	4,143
2 繰 越 金		95,840
	1 繰 越 金	95,840
3 諸 収 入		3,522,159
	1 貸付金元利収入	3,522,159
歳 入 合 計		3,622,142

歳 出		
款	項	金 額
1 商 工 費		千円 220,219
	1 中小企業振興資金	220,219
2 公 債 費		2,437,594
	1 公 債 費	2,437,594
3 諸 支 出 金		964,329
	1 繰 出 金	964,329
歳 出 合 計		3,622,142

第 2 表 債務負担行為		
設 定		
事 項	期 間	限 度 額
財団法人くまもとテクノ産業財団の未収債権 損失補償（設備貸与事業（国制度分）） 財団法人くまもとテクノ産業財団が平成19年 度に行う設備貸与事業 4 億円の未収債権に対す る損失補償	平成19年度 ～平成32年度	千円 180,000

平成 19 年度熊本県母子寡婦福祉資金特別会計予算

平成 19 年度熊本県の母子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 100,490 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

第 1 表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
1 繰 越 金		千円 30,006
	1 繰 越 金	30,006
2 諸 収 入		70,484
	1 貸付金元利収入	70,484
歳 入 合 計		100,490

歳 出		
款	項	金 額
1 民 生 費		千円 100,490
	1 母子寡婦福祉資金	100,490
歳 出 合 計		100,490

第 2 表 債務負担行為

設 定

事 項	期 間	限 度 額
母子寡婦福祉資金貸付 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号） に基づき実施する母子及び寡婦に対する技能習 得資金、生活資金、修学資金、修業資金及び特 例児童扶養資金の貸付け	平成20年度 ～平成23年度	千円 49,700
	年次別内訳 平成20年度 平成21年度 平成22年度 平成23年度	32,600 12,300 3,100 1,700

平成19年度熊本県用品調達基金管理事業特別会計予算

平成19年度熊本県の用品調達基金管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44,942千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算 歳 入		
款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 28,616
	1 基 金 繰 入 金	28,616
2 繰 越 金		16,326
	1 繰 越 金	16,326
歳 入 合 計		44,942

歳 出		
款	項	金 額
1 総 務 費		千円 44,942
	1 用 度 費	44,942
歳 出 合 計		44,942

平成19年度熊本県収入証紙特別会計予算

平成19年度熊本県の収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,050,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算 歳 入		
款	項	金 額
1 証 紙 収 入		千円 2,908,000
	1 証 紙 収 入	2,908,000
2 繰 越 金		142,000
	1 繰 越 金	142,000
歳 入 合 計		3,050,000

歳 出		
款	項	金 額
1 諸 支 出 金		千円 3,050,000
	1 繰 出 金	3,050,000
歳 出 合 計		3,050,000

平成19年度熊本県立高等学校実習資金特別会計予算

平成19年度熊本県の県立高等学校実習資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ232,243千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算 歳 入		
款	項	金 額
1 財 産 収 入		千円 161,981
	1 財 産 売 払 収 入	161,981
2 繰 入 金		37,000
	1 一 般 会 計 繰 入 金	37,000
3 繰 越 金		33,262
	1 繰 越 金	33,262
歳 入 合 計		232,243

歳 出		
款	項	金 額
1 教 育 費		千円 232,243
	1 高 等 学 校 費	232,243
歳 出 合 計		232,243

平成19年度熊本県港湾整備事業特別会計予算

平成19年度熊本県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,724,452千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算 歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 使用料及び手数料		591,793
	1 使 用 料	591,793
2 繰 入 金		1,531,523
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,531,523
3 繰 越 金		80,000
	1 繰 越 金	80,000
4 諸 収 入		37,136
	1 雑 入	37,136
5 県 債		1,484,000
	1 県 債	1,484,000
歳 入 合 計		3,724,452

歳 出		
款	項	金 額
1 土 木 費		千円 598,929
	1 港 湾 費	598,929
2 公 債 費		3,125,523
	1 公 債 費	3,125,523
歳 出 合 計		3,724,452

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
港湾整備事業費	千円 1,484,000	(借入先) 財務省、公営企業金融公庫、会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。） (その他) 工事その他の都合により、一部もしくは全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れすることができる。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	年10% 以 内	据置期間を含め30年以内 半年賦元利均等償還又は元金均等償還、満期一括償還等 但し、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借り換えをすることができる。

平成19年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計予算

平成19年度熊本県の臨海工業用地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ832,663千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算 歳 入		
款	項	金 額
1 財 産 収 入		千円 10
	1 財 産 運 用 収 入	10
2 繰 入 金		48,400
	1 基 金 繰 入 金	48,400
3 繰 越 金		48,090
	1 繰 越 金	48,090
4 諸 収 入		736,163
	1 雑 入	736,163
歳 入 合 計		832,663

歳 出		
款	項	金 額
1 土 木 費		千円 66,490
	1 港 湾 費	66,490
2 公 債 費		766,173
	1 公 債 費	766,173
歳 出 合 計		832,663

平成 19 年度熊本県用地先行取得事業特別会計予算

平成 19 年度熊本県の用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,023,918 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算 歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 財 産 収 入		1,485,555
	1 財 産 売 払 収 入	1,485,555
2 繰 越 金		39,363
	1 繰 越 金	39,363
3 県 債		1,499,000
	1 県 債	1,499,000
歳 入 合 計		3,023,918

歳 出		
款	項	金 額
1 土 木 費		千円 1,538,363
	1 道路橋りょう費	1,538,363
2 公 債 費		846,183
	1 公 債 費	846,183
3 諸 支 出 金		639,372
	1 繰 出 金	639,372
歳 出 合 計		3,023,918

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
国直轄道路用地 先行取得事業費	千円 1,499,000	<p>(借入先) 財務省、公営企業金融公庫、会社、その他</p> <p>(借入方法) 証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）</p> <p>(その他) 工事その他の都合により、一部もしくは全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れすることができる。</p> <p>発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。</p>	年10% 以 内	<p>据置期間を含め15年以内</p> <p>半年賦元利均等償還又は元金均等償還、満期一括償還等</p> <p>但し、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借り換えをすることができる。</p>

平成19年度熊本県育英資金貸与基金特別会計予算

平成19年度熊本県の育英資金貸与基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,251,667千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算 歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 国庫支出金		709,836
	1 国庫補助金	709,836
2 財産収入		471
	1 財産運用収入	471
3 繰入金		242,110
	1 一般会計繰入金	184,791
	2 基金繰入金	57,319
4 繰越金		193,532
	1 繰越金	193,532
5 諸収入		105,718
	1 貸付金元利収入	105,718
歳 入 合 計		1,251,667

歳 出		
款	項	金 額
1 教 育 費		千円 1,251,667
	1 育 英 資 金	1,251,667
歳 出 合 計		1,251,667

平成19年度熊本県林業改善資金特別会計予算

平成19年度熊本県の林業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ317,979千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算 歳 入		
款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 109
	1 一般会計繰入金	109
2 繰 越 金		130,920
	1 繰 越 金	130,920
3 諸 収 入		186,950
	1 貸付金元利収入	186,950
歳 入 合 計		317,979

歳 出		
款	項	金 額
1 農 林 水 産 業 費		千円 315,067
	1 林 業 改 善 資 金	315,067
2 公 債 費		1,456
	1 公 債 費	1,456
3 諸 支 出 金		1,456
	1 繰 出 金	1,456
歳 出 合 計		317,979

平成19年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計予算

平成19年度熊本県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ156,937千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算 歳 入		
款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 2,730
	1 一般会計繰入金	2,730
2 繰 越 金		3,373
	1 繰 越 金	3,373
3 諸 収 入		150,834
	1 貸付金元利収入	150,834
歳 入 合 計		156,937

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 農 林 水 産 業 費		156,937
	1 沿岸漁業改善資金	156,937
歳 出 合 計		156,937

平成19年度熊本市町村振興資金貸付事業特別会計予算

平成19年度熊本県の市町村振興資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,500,457千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算 歳 入		
款	項	金 額
1 繰 越 金		千円 300,000
	1 繰 越 金	300,000
2 諸 収 入		1,200,457
	1 貸付金元利収入	1,200,457
歳 入 合 計		1,500,457

歳 出		
款	項	金 額
1 総 務 費		千円 1,200,457
	1 市町村振興資金	1,200,457
2 諸 支 出 金		300,000
	1 繰 出 金	300,000
歳 出 合 計		1,500,457

平成 19 年度熊本県流域下水道事業特別会計予算

平成 19 年度熊本県の流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,021,894 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算 歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 分担金及び負担金		1,674,945
	1 負担金	1,674,945
2 国庫支出金		1,269,300
	1 国庫補助金	1,269,300
3 繰入金		422,829
	1 一般会計繰入金	422,829
4 繰越金		102,358
	1 繰越金	102,358
5 諸収入		31,462
	1 雑収入	31,462
6 県債		521,000
	1 県債	521,000
歳 入 合 計		4,021,894

歳 出		
款	項	金 額
1 土 木 費		千円 3,334,852
	1 流 域 下 水 道 費	3,334,852
2 公 債 費		687,042
	1 公 債 費	687,042
歳 出 合 計		4,021,894

第 2 表 債務負担行為

設 定

事 項	期 間	限 度 額
熊本北部流域下水道建設事業 (汚泥処理施設等) 熊 本 市	平成20年度	千円 674,000

第3表 地 方 債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利 率	償還の方法
熊本北部流域 下水道事業費	284,000	(借入先) 財務省、公営企 業金融公庫、会社、 その他 (借入方法) 証書借入又は証 券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。) (その他) 工事その他の都 合により、一部も しくは全部を翌年 度以降に繰り下げ て借り入れするこ とができる。 発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。	年10% 以 内	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 但し、県財政の 都合により、繰上 償還をなし、又は 借り換えをするこ とができる。
球磨川上流流域 下水道事業費	117,000			
八代北部流域 下水道事業費	120,000			
計	521,000			

平成19年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計予算

平成19年度熊本県の高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ285,142千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算 歳 入		
款	項	金 額
1 財 産 収 入		千円 211,421
	1 財 産 運 用 収 入	8,267
	2 財 産 売 払 収 入	203,154
2 繰 越 金		32,721
	1 繰 越 金	32,721
3 県 債		41,000
	1 県 債	41,000
歳 入 合 計		285,142

歳 出		
款	項	金 額
1 商 工 費		千円 81,424
	1 工 鉱 業 費	81,424
2 公 債 費		193,684
	1 公 債 費	193,684
3 諸 支 出 金		10,034
	1 繰 出 金	10,034
歳 出 合 計		285,142

第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
用地造成事業費	千円 41,000	<p>(借入先)</p> <p>財務省、公営企業金融公庫、会社、その他</p> <p>(借入方法)</p> <p>証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）</p> <p>(その他)</p> <p>工事その他の都合により、一部もしくは全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れすることができる。</p> <p>発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。</p>	年10% 以 内	<p>据置期間を含め30年以内</p> <p>半年賦元利均等償還又は元金均等償還、満期一括償還等</p> <p>但し、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借り換えをすることができる。</p>

平成19年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計予算
平成19年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計の予算
は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,381,749千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算 歳 入		
款	項	金 額
1 水俣湾堆積汚泥 処理事業費		千円 1,188,138
	1 分担金及び負担金	1,188,138
2 チ ッ ソ 貸 付 費		2,193,677
	1 諸 収 入	2,193,677
3 水俣・芦北地域振興 基金貸付費		5,499
	1 諸 収 入	5,499
4 水俣病問題解決支援 財団出資費		276,268
	1 繰 入 金	276,268
5 支 援 措 置 費		6,718,167
	1 国 庫 支 出 金	4,904,036
	2 繰 入 金	589,131
	3 県 債	1,225,000
歳 入 合 計		10,381,749

歳 出		
款	項	金 額
1 水俣湾堆積汚泥 処 理 事 業 費		千円 2,260,185
	1 公 債 費	2,260,185
2 チ ッ ソ 貸 付 費		5,645,005
	1 公 債 費	5,645,005
3 水俣・芦北地域振興 基 金 貸 付 費		386,160
	1 公 債 費	386,160
4 水俣病問題解決支援 財 団 出 資 費		276,268
	1 公 債 費	276,268
5 支 援 措 置 費		1,814,131
	1 環 境 費	1,225,000
	2 公 債 費	589,131
歳 出 合 計		10,381,749

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
チ ッ ソ 特 別 貸 付 資 金	千円 1,225,000	(借入先) 財務省、その他 (借入方法) 証書借入又は証 券発行	年10% 以 内	据置期間を含め 20年以内 半年賦元利均等 償還等 但し、県財政の 都合により、繰上 償還をなし、又は 借り換えをするこ とができる。

平成19年度熊本県公債管理特別会計予算

平成19年度熊本県の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51,813,251千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算 歳 入		
款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 10,647,671
	1 一般会計繰入金	10,647,671
2 県 債		41,165,580
	1 県 債	41,165,580
歳 入 合 計		51,813,251

歳 出		
款	項	金 額
1 公 債 費		千円 51,813,251
	1 公 債 費	51,813,251
歳 出 合 計		51,813,251

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
借 換 債	千円 41,165,580	(借入先) 会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証 券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。) (その他) 発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。	年10% 以 内	借入れの年から 据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 但し、県財政の 都合により、繰上 償還をなし、又は 借り換えをするこ とができる。

平成19年度熊本県病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成19年度熊本県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数	200床
(2) 年間患者数	
入 院	65,148人
外 来	34,692人
(3) 一日平均患者数	
入 院	178人
外 来	118人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 病院事業収益			1,937,665千円
第1項 医業収益			1,080,790千円
第2項 医業外収益			856,875千円
	支	出	
第1款 病院事業費用			1,913,444千円
第1項 医業費用			1,791,469千円
第2項 医業外費用			121,925千円
第3項 予備費			50千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額67,788千円は過年度分損益勘定留保資金67,788千円で補てんするものとする。）。)

	収	入	
第1款 資本的収入			120,779千円
第1項 一般会計出資金			120,779千円
	支	出	
第1款 資本的支出			188,567千円
第1項 建設改良費			29,595千円
第2項 企業債償還金			158,972千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
節水システム賃借	平成20年度 ～24年度	3,210千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	1,182,878千円
(2) 交際費	35千円

(たな卸資産の購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、75,000千円と定める。

平成 19 年度熊本県電気事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 19 年度熊本県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間販売電力量 224,849,700 kWh

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 事業収益	2,251,985 千円
第 1 項 営業収益	2,236,432 千円
第 2 項 営業外収益	15,553 千円

支 出

第 1 款 事業費	2,211,856 千円
第 1 項 営業費用	1,954,068 千円
第 2 項 営業外費用	136,261 千円
第 3 項 特別損失	111,527 千円
第 4 項 予備費	10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 資本的収入	1,111,834 千円
第 1 項 他会計からの返還金	1,111,834 千円

支 出

第 1 款 資本的支出	738,926 千円
第 1 項 建設改良費	297,254 千円
第 2 項 企業債償還金	166,118 千円
第 3 項 他会計への繰出金	265,554 千円
第 4 項 予備費	10,000 千円

(一時借入金)

第 5 条 一時借入金の限度額は、100,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 6 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第 3 条 支 出

第 1 款 事業費

第 1 項 営業費用

第 2 項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 7 条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 668,508千円

(たな卸資産の購入限度額)

第 8 条 たな卸資産の購入限度額は、3,000千円と定める。

平成 19 年度熊本県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成 19 年度熊本県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水箇所数	31箇所
(2) 年間総給水量	9,084,209 ^m ₃
(3) 一日平均給水量	24,888 ^m ₃

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業運転資金にあてるため、電気事業会計から 19,518 千円を借り入れる。

収 入		
第 1 款 事業収益		900,888 千円
第 1 項 営業収益		752,995 千円
第 2 項 営業外収益		147,893 千円
支 出		
第 1 款 事業費		1,187,884 千円
第 1 項 営業費用		984,440 千円
第 2 項 営業外費用		196,444 千円
第 3 項 予備費		7,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 83,914 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 4,565 千円及び過年度分損益勘定留保資金 79,349 千円で補てんするものとする。）。

収 入		
第 1 款 資本的収入		1,170,553 千円
第 1 項 企業債		92,000 千円
第 2 項 長期借入金		761,624 千円
第 3 項 補助金		101,562 千円
第 4 項 雑収入		202,205 千円
第 5 項 工事負担金		4,486 千円
第 6 項 受託工事金		8,676 千円
支 出		
第 1 款 資本的支出		1,254,467 千円
第 1 項 建設改良費		113,838 千円
第 2 項 企業債償還金		538,962 千円
第 3 項 長期借入金償還金		601,667 千円

(企業債)

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
有明工業用水道 延 伸 事 業	千円 92,000	(借入先) 公営企業金融公 庫、会社、銀行、 その他 (借入方法) 証書借入又は証 券発行 (その他) 工事その他の都 合により、一部も しくは全部を翌年 度以降に繰り下げ て借り入れするこ とができる。 発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。	年10% 以 内	借入れの年か ら据置期間を含 め 28 年以内 半年賦元利均 等償還又は半年 賦元金均等償還 等 但し、財政そ の他の都合によ り、繰上償還を なし、又は借り 換えをすることが できる。

(一時借入金)

第 6 条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定め
る。

(1) 第 3 条 支 出

第 1 款 事業費

第 1 項 営業費用

第 2 項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、
又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければなら
ない。

(1) 職員給与費 72,083千円

(他会計からの補助金)

第 9 条 工業用水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、
213,584千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第 1 0 条 たな卸資産の購入限度額は、3,000千円と定める。

平成19年度熊本県有料駐車場事業会計予算

(総 則)

第1条 平成19年度熊本県有料駐車場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|----------|
| (1) 年間普通駐車台数 | 113,547台 |
| (2) 年間定期駐車台数 | 3,660台 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 事業収益		133,685千円
第1項 営業収益		130,335千円
第2項 営業外収益		3,350千円
支 出		
第1款 事業費		90,641千円
第1項 営業費用		78,931千円
第2項 営業外費用		9,710千円
第3項 予備費		2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額20,000千円は、減債準備積立金20,000千円で補てんするものとする。）。

収 入		
第1款 資本的収入		0千円
支 出		
第1款 資本的支出		20,000千円
第1項 長期借入金償還金 (一時借入金)		20,000千円

第5条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第3条 支 出

第1款 事業費

第1項 営業費用

第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 7,934千円

(利益剰余金の処分)

第 8 条 繰越利益剰余金のうち 20,000 千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債準備積立金

(たな卸資産の購入限度額)

第 9 条 たな卸資産の購入限度額は、1,000 千円と定める。